

問題 3 1 次の記述は、証券取引法のディスクロージャー制度における開示書類に関するものである。不適切な記述を一つ選びなさい。

- ア．発行価額又は売出価額の総額が 1 億円以上の有価証券の募集又は売出しを 50 名以上の者に勧誘する場合、当該有価証券の発行者は有価証券届出書を提出しなければならない。
- イ．発行価額又は売出価額の総額が 1 億円未満 1,000 万円超の募集又は売出しを 50 名以上の者に勧誘する場合、当該有価証券の発行者は有価証券通知書を提出しなければならないが、公認会計士又は監査法人の監査証明は必要としない。
- ウ．流通市場における開示書類には有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書があるが、全て公認会計士又は監査法人の監査証明が必要である。
- エ．1 年間継続開示している会社が有価証券届出書を提出しようとする時は重複部分について、簡素化した組み込み方式による有価証券届出書で提出することができる。その場合、既に有価証券報告書等で監査証明を受けている場合には改めて監査証明を求めず、既に発行されている監査報告書の写しをとじ込めばよい。
- オ．有価証券報告書は毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、半期報告書は上半期経過後 3 ヶ月以内に、また、臨時報告書は法に従って遅滞なく提出しなければならない。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ

問題 3 2 次の事案のうち、公認会計士の甲氏が下した監査人として不適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア．印刷会社 A 社は公開会社ではないが、商法特例法に基づく監査を甲氏に依頼している。A 社は、昨年度、X 銀行から新工場建設資金の融資を受けるときに、商法の関連規定よりも厳しい配当制限に関する財務制限条項を定めるように求められ、これを規定した。甲氏は、今年度 A 社の商法特例法監査を実施して、A 社はこの配当制限を遵守していること、今後もこれが遵守できないような状況にはないことを確認した。A 社は、計算書類の中に記載する必要がないと考え、財務制限条項に関する記載はしていない。甲氏はこのことについて問題はないと判断した。
- イ．B 社は中堅のコンピュータ関連周辺機器メーカーである。株式の公開はしていない。B 社は事業拡張のため、Y 銀行から必要資金の借入を計画している。Y 銀行は B 社に対して、1 カ月後に公認会計士の監査済み財務諸表の提出を求めた。B 社は甲氏に監査を依頼し、甲氏は監査契約を締結した。甲氏はこの監査は Y 銀行提出目的であったこと、提出期限が迫っていたこと等を勘案し、簡略化した監査手続を実施し、無限定適正意見を表明した監査報告書を作成した。
- ウ．総合商社 C 社は傘下に多くの子会社・関連会社を有している。昨年度、ある食品メーカー（上場企業）の新規発行株式を取得し保有比率を増やした（それまでは議決権の 10 パーセントであったが 40 パーセントを増やし、要請に基づいて過半数の取締役を派遣した）。C 社は今年度の連結財務諸表を作成するにあたり、この会社が上場会社であり、個別財務諸表も開示されていることに鑑み、従来通りの持分法を適用したい、と甲氏に提案した。甲氏は、C 社の提案は受け入れがたいものと判断した。
- エ．半導体メーカー D 社はかねてより甲氏の監査依頼会社である。D 社は昨年度まで繰延税金資産を計上してきた。今年度についても D 社は引き続き繰延税金資産を計上したい旨、甲氏に相談した。今年度に入り D 社の業績は急激に悪化し、税務上の欠損金を相当額計上することが明らかとなり、次年度の業績も欠損の予定であるが、甲氏は税務申告は財務諸表監査とは関係ないと考え、繰延税金資産に関する D 社の処理を受け入れた。

1 . アイ 2 . アウ 3 . イウ 4 . イエ 5 . ウエ

問題 33 『監査基準』の一般基準では、監査人に対して、独立の立場を堅持することを要請している。以下に示す状況のうち、監査人として、ここにいう「独立の立場」に抵触する恐れのある場合に該当しないと考えられる組み合わせを一つ選びなさい

- ア．担当監査人が、被監査会社における監査実施のための環境の整備および改善のための指導・勧告を行う場合。
- イ．監査業務の主要な担当者が、長期間にわたって継続して同一の関与先の監査業務に従事している場合。
- ウ．特定の関与先又は関与先グループから継続的に受け取る報酬が、当該担当者個人又は当人の所属する会計事務所(又は監査法人)の収入の大部分を占める場合。
- エ．関与先から社会慣行を超える接待もしくは贈答を受けること、又は、関与先に対して社会慣行を超える接待もしくは贈答を行うこと。
- オ．被監査会社の内部統制システムについての設計ないし改善のための決定に参加する場合。
- カ．個人事務所経営の公認会計士が、法定監査に関与する場合。

1 . アオ 2 . アカ 3 . イエ 4 . エオ 5 . ウカ

問題 3 4 経営者確認書に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ア．財務諸表の作成責任が経営者にあること、ならびに不正を防止し発見する責任は経営者にあることの確認は、たとえ財務諸表に重要な影響を与える不正が存在しても、その影響に対する責任は監査人にはないことを意味する。
- イ．簿外の債務の有無の立証には、もともと監査手続上の限界があり、経営者確認書において、財務諸表およびその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨の記載を得ることにより監査人は自己の責任を果たすことができる。
- ウ．監査人が財務諸表に重要な影響を与える偶発事象や後発事象について経営者の確認を得るのは、それらの有無、内容等について最新の情報を知り得る立場にあるのは経営者だからである。
- エ．会計上の見積りが財務諸表に重要な影響を与えている場合に、その会計上の見積りに関する経営者の見解を経営者確認書で確かめることで、監査人は、適正意見を表明したにもかかわらず見積りが実績と異なった場合の責任を免除される。
- オ．監査人が経営者確認書への記載を求めた事項について、経営者が確認を拒否した場合であっても監査範囲の制限とはならないため、意見を限定したり、差し控えたりする必要はない。しかし、とくにその事項が財務諸表監査の前提となるような事項であれば、監査手続に反映させる必要があるかどうかを検討しなければならない。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ

問題 35 監査上の危険性及び重要性に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- ア．監査人は、固有の危険と内部統制上の危険のいずれか一方の危険の程度が中位であっても、両者の総合的な危険の程度が低いと判断される場合は、分析的手続の適用範囲を拡大し、他の監査手続の適用範囲を削減することで監査の効率化を図ることができる。
- イ．当初決定された重要性の基準値のもとで評価された監査上の危険性は、重要性の基準値が変更されると、それに応じて変化するので、監査人が重要性の基準値を当初の値よりも小さくした場合は監査上の危険性は当初の水準よりも高くなる。
- ウ．監査計画の立案段階で決定される重要性の基準値は、過年度の財務諸表または当年度の予算に基づく財務諸表などを基礎にするが、それらと当年度の実績が異なる場合は、監査人は必要に応じて重要性の基準値を変更する必要がある。
- エ．監査人は、虚偽記載の金額が重要性の基準値を超えていない場合でも、虚偽記載の合計が基準値を超える場合があるので、取引記録および財務諸表項目ごとの重要性の値は重要性の基準値よりも相対的に大きくする必要がある。
- オ．固有の危険の程度の評価に関する監査証拠は監査人による合理的な基礎の形成に結びつかないために十分な証拠を構成しないが、内部統制上の危険の程度の評価に関わる内部統制の検証手続により入手した監査証拠は監査要点の立証についての十分な監査証拠を構成する。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ

問題 3 6 取引記録および財務諸表項目の監査手続のために行うサンプリングによる試査のサンプル数の決定に影響を及ぼす次の各要因のうち、サンプル数を減少させる要因となるものはいくつあるか、一つ選びなさい。

- ア．監査人が評価した内部統制の危険性が高い場合
- イ．同一の監査要点に対して他の取引記録および財務諸表項目の監査手続に依拠する度合いを高める場合。
- ウ．監査人が必要とするサンプリングの信頼度が高い場合。(または、監査人が誤って受け入れる危険の許容水準が低い場合)
- エ．監査人が受け入れることのできる誤謬総額(許容誤謬額)が大きい場合。
- オ．監査人が母集団の中に存在すると予想する誤謬金額(予想誤謬額)が大きい場合。
- カ．母集団の適切な階層化が可能な場合。

1 . 1 個 2 . 2 個 3 . 3 個 4 . 4 個 5 . 5 個

問題 37 監査調書に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選びなさい。

- ア．監査調書の様式や記録する内容の範囲と詳細の程度は、監査人の判断により柔軟に対応してよい。
- イ．監査調書は被監査会社の秘密事項が記入されているため、監査責任者がこれを厳格に保管し、監査機能を有する監査補助者であっても見せてはならない。
- ウ．監査調書には、監査意見を形成するための合理的基礎を得る目的で監査計画、監査手続、監査証拠等の重要事項を漏れなく記録しなければならない。
- エ．次期以降の監査を効率的に実施する目的で、今期の監査で入手した資料と監査調書に記録した監査証拠のうち次期以降に使えるものについては継続的に用いることができる。
- オ．被監査会社の情報システムの利用度と複雑性の程度は、監査調書の記録内容に影響を及ぼす事項の一つである。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ

問題 38 次の文章は、平成 13 年 7 月に公表された日本公認会計士協会・監査基準委員会報告書第 19 号(中間報告)「確認」の抜粋である。文章の()に入るべき 1～5 の語句のうち、一番多く使われているものを一つ選びなさい。

監査人は、監査計画の立案に当たって、財務諸表項目の各々の()ごとに、監査上の()を一定の水準以下に抑えるために、監査上の重要性を勘案して、固有の危険及び()上の危険の程度を暫定的に決定し、それに基づいて()上の危険の程度を決定する。監査人は、十分な()を入手するために、()ごとに決定した()上の危険の程度に基づいて、確認を実施するかどうかを含めて適用すべき監査手続を決定する。

監査上の()を一定の水準以下に抑えるためには、固有の危険と()上の危険の総合的な危険の程度が高ければ高いほど、()上の危険の程度を低くすることが必要となる。このため、取引記録及び財務諸表項目の監査手続の範囲を拡大したり、あるいは証明力の高い()を入手するための監査手続を選択する等の対応が必要となる。一般に、確認は、()に適合し、その実施時期及び範囲が適切である場合、決定した()上の危険の程度を低く抑えることができる証明力の高い()を入手する監査手続となる。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 . 危険性 | 2 . 監査要点 | 3 . 監査証拠 |
| 4 . 監査手続 | 5 . 内部統制 | |

問題 39 次の記述のうち、正当な理由に基づく会計方針の変更に該当するものを一つ選びなさい。

- ア．特約したガソリンスタンドに対して、従来は、月末一括払いの支払い時に費用処理している自動車のガソリン代を、給油の都度受け取る請求書の代金をもとに費用計上する方法に変更した。
- イ．使用している設備の耐用年数を 10 年と見積って減価償却していたところ、使用開始 6 年目の決算で、不況により設備更新も難しくなったとして、15 年の耐用年数を前提とした減価償却に変更し、延長に伴う過年度損益修正を行った。
- ウ．年度末に商品のデフレ現象が激しくなり、従来 of 低価基準では会社の財政状態に不利な影響が避けられないとして、原価基準に変更した。
- エ．従来 of 貸倒引当金の設定方法である税法に定める引当率をもとにした計算方法を、債務者の実態に関する個別の評価に基づいて計算する方法に変更した。
- オ．下請け会社 A 社の銀行債務について被監査会社は保証しており、A 社は業績も順調であり、銀行への担保も十分であるとして当該保証債務に関する開示はしていなかったが、今後、開示することにした。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ

問題 40 次の文章は、監査報告書の記載内容に関する学生同士の対話である。(ア)～(オ)の下線部を施した学生の発言のうち、明らかに誤った理解を示している発言を一つ選びなさい。なお、対話の前提として、証券取引法監査にあつては「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」が商法特例法に基づく会計監査人監査(以下、商法特例法監査)にあつては、「大会社の監査報告書に関する規則」が念頭に置かれているものとする。また、下線部分以外はすべて正しい発言である。

学生甲：監査報告書の記載方法については、証券取引法監査の場合と商法特例法監査の場合のいずれの場合にあつても、監査人が監査法人だった場合、(ア) 監査法人の代表者と当該監査業務を執行した社員が監査報告書における署名および押印をしなければならないと規定してあるね。

学生乙：そうだったの。諸外国の監査報告書のように、本来は、監査法人として監査意見を出すのだから、監査法人としての署名があればいいように思うのだが。ところで、(イ) 監査報告書を提出する宛先については、特に規定はないはずだから、なにも、被監査会社の代表者ではなく、証券取引法監査にあつては「投資家各位」とか、また、商法特例法監査にあつては「株主各位」といった宛先で記載することも可能だよな。

学生甲：そうそう、証券取引法監査の場合に、監査報告書の末尾に記載が求められている「公認会計士法の規定により明示すべき利害関係」についての文言については、(ウ) 商法特例法監査にあつては、「大会社の監査報告書に関する規則」には特にそうした記載は求められていないのだね。

学生乙：ところで、証券取引法監査での監査報告書では、監査人の意見として「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見」を表明しているけれど、(エ) 中間監査報告書では「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見」を表明することが規定されており、同じ監査といつても、表明される意見の形式からは異質の監査が実施されたように解されそうだな。

学生甲：また、証券取引法監査の場合には、いわゆる会計方針の変更がなされた場合に、正当な理由の有無にかかわらず、監査意見の区分において除外事項としての記載が求められているけれど、(オ)商法特例法監査の場合には、特に個別の記載が求められていないから、その変更が正当な理由に基づかない場合のみ、その理由を付したうえで正しい表示がなされていない旨を書くことになるのだね。

- 1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ